通所介護　デイ都庁運営規程（例）

**（事業の目的）**

1. ＊＊法人△△が開設するデイ都庁（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

**（運営の方針）**

第２条　事業所の通所介護従事者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

２　事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

**（事業所の名称等）**

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　デイ都庁

２　所在地　東京都新宿区●新宿１－１－１

**（職員の職種、員数及び職務内容）**

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　１名　（●●●と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。

２　通所介護従事者　　　生活相談員　１名以上

うち常勤１名以上

介護職員　　２名以上

看護職員　　１名以上

通所介護従事者は、指定通所介護の業務にあたる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

介護職員及び看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

３　機能訓練指導員　●名　（●●●と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

４　管理栄養士　●名　（栄養改善加算・栄養アセスメント加算をとる場合は必要）

管理栄養士は利用者の栄養状態を把握し、栄養ケア計画の作成、実施を主導し、栄養改善サービスの提供を行う。

５　言語聴覚士・歯科衛生士　●名

（口腔機能向上加算をとる場合必要だが、看護職員でも加算の算定は可）

口腔機能の状態を把握し、口腔機能改善管理指導計画の作成、口腔機能向上サービスの実施を主導する。

６　調理員　●名

（＊委託の場合は調理員（委託）と表示する。また、配食を利用する場合は記載しない）

利用者の昼食等を調理する。

７　運転手　●名（＊委託の場合は運転手（委託）と表示する。）

利用者の送迎を行う。

８　事務職員等　●名

事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

**（営業日及び営業時間）**

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　●曜日から●曜日

ただし、祝日及び１２月●●日から１月●●日までを除く。

２　営業時間　午前８時から午後５時（例）

（＊延長サービスを実施する場合は、営業時間と別に延長サービス実施時間帯を記載すること。）

例「延長サービス　午後４時３０分から午後７時３０分（最長３時間対応可能）」

**（利用定員）**

第６条　事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

・　１単位目　サービス提供時間帯　午前８時３０分から午前１２時００分　定員２０人

・　２単位目　サービス提供時間帯　午後１時００分から午後４時３０分　　定員２０人

当通所介護事業所の利用定員　２０人

**（指定通所介護の提供方法、内容）**

第７条　指定通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

１　身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護を行う。

２　入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供し、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。

３　食事に関すること　（＊配食を利用する場合は、食事に関すること（配食）と記載する）

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供し、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。

（＊新たに食事の供給を開始するとき、供給食数等により所轄の保健所に届出が必要な場合がある。詳しくは所轄の保健所に確認すること。）

４　機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

５　栄養改善に関すること

低栄養状態にある利用者等に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

６　口腔ケアに関すること

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

７　アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

例）レクリエーション．音楽活動．制作活動．行事的活動．体操

８　送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

９　相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

**（指定居宅介護支援事業者との連携等）**

第８条　指定通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

２　利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

３　正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

**（通所介護計画の作成等）**

第９条　指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

２　通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所介護計画は、遅滞なく利用者に交付する。

３　利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

**（指定通所介護の提供記録の記載）**

第１０条　通所介護従事者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。また、当該指定通所介護について、介護保険法第４１条第６項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

**（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）**

第１１条　指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その額の１割、２割又は３割とする。

２　第１２条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護に通常要する時間を越えて指定通所介護を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

３　第１項及び第２項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

４　指定通所介護等の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

**（通常の事業の実施地域）**

第１２条　通常の事業の実施地域は、新宿区、渋谷区とする。

**（契約書の作成）**

第１３条　指定通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

**（緊急時等における対応方法）**

第１４条　通所介護従事者は、指定通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　指定通所介護を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

**（非常災害対策）**

第１５条　事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者　　管理者

防災訓練　　　年●回

避難訓練　　　年●回

通報訓練　　　年●回

**（衛生管理及び従事者等の健康管理等）**

第１６条　指定通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

２　通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年１回以上の健康診断を受診させるものとする。

**（サービス利用にあたっての留意事項）**

第１７条　利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

**（相談・苦情対応）**

第１８条　事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

２　事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から２年間保存する。

**（事故処理）**

第１９条　事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から２年間保存する。

３　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

４　事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

**（虐待の防止のための措置に関する事項）**

第２０条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

**（その他運営についての重要事項）**

第２１条　１　従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後２か月以内

二　継続研修　　年２回以上

２　事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

３　事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

４　この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、＊＊法人△△と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附　則

この規程は、　　年　月　日から施行する。*※指定予定年月日又は改正年月日を記載*

☆　この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、記載の仕方やその内容は、基準を満たす限り、任意のもので構わないものである。

※　通常の事業の実施地域については、以下のとおりとする。

・利用申込みに係る調整の観点から定めるもの※であること（※「提供拒否の禁止」）

・客観的にその区域が特定できるものでなければならないこと

ア：事業所所在地がある地域が通常の事業の実施地域となっていること

イ：通常の事業の実施地域は地続きによるものとし、飛び地による設定はできないこと

ウ：通常の事業の実施地域の表記については、「半径○ｋｍ以内」など曖昧な表記は不可

エ：一部地域とする場合は、「○○町一丁目」等の表記により詳細を示すこと

オ：通常の事業の実施地域を「東京都全域」とした場合、島しょ地域も含まれることに留意